

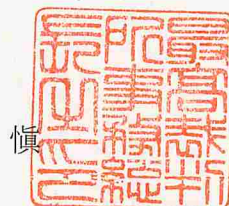
最高裁秘書第5583号

令和元年11月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

「食堂の飯は案外美味かった。不味いって言う奴は第三者の意見に乗っかって食堂行ってない奴。自分の目で判断すること大事。」という趣旨の記載がある、72期導入修習時の修習日誌

(2) 苦情の申出がされた日

平成31年2月26日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第48号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）